

(仮称) 札幌市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例 (素案)

皆さまの御意見を募集します ～パブリックコメントの実施について～

「(仮称) 札幌市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例 (素案)」に対する御意見を募集します。

お寄せいただいた御意見を参考に条例案を策定する予定です。御意見の募集期間終了後、いただいた御意見の概要と、それに対する市の考え方をまとめ、ホームページで公開します。

御意見募集要領

1 募集期間

令和元年 (2019年) 11月1日 (金) から令和元年 (2019年) 12月2日 (月) まで (必着)

2 御意見の提出方法

・御持参・郵送・ファクスの場合

「御意見記入シート」を御利用いただき、募集期間内必着 (最終日の 17 時 15 分必着) で下記提出先まで御提出ください。御持参の場合は、平日の 8 時 45 分から 17 時 15 分の間にお持ちください。

・電子メールの場合

メールの件名を「条例素案に対する意見」と記載し、メール本文に氏名、住所、御意見の内容を入力の上、募集期間内必着 (最終日の 17 時 15 分必着) で、下記提出先のメールアドレスに送信してください (ウィルス感染を避けるため、ファイルは添付しないでください。)

3 留意事項

- ・お電話、口頭による御意見の受付はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・御意見の提出に当たっては、お名前・御住所の記入をお願いいたします (御意見の概要を公表する際、お名前・御住所は公表いたしません。)
- ・いただいた御意見に対する個別の回答はいたしません。

4 資料の配付・公表場所

- ・札幌市役所本庁舎 2階 (市政刊行物コーナー)、3階 (保護自立支援課)
- ・各区役所市民部総務企画課広聴係
- ・各まちづくりセンター
- ・札幌市公式ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/fukushi-guide/shikinhogo.html>

● 御意見の提出先

札幌市保健福祉局総務部保護自立支援課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所3階

ファクス : 011-218-5180 電子メール : seikatsuhogo@city.sapporo.jp

令和元年 (2019年) 11月
札幌市

市政等資料番号
01-F01-19-2147

1 無料低額宿泊所とは

社会福祉法第2条第3項第8号に規定する「生計困難者のために、無料又は低額な料金を、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」を行う施設をいい、施設によって、居室の提供のみを行う場合や食事の提供等を併せて行う場合、さらに日常生活上の支援を行う場合など、様々な事業の形態があります。

2 条例制定の趣旨

無料低額宿泊所の中には、著しく狭あいで設備が不十分かつ劣悪な施設に生計困難者を住ませ、居室やサービスに見合わない宿泊料やサービス利用料を徴収する、いわゆる「貧困ビジネス」と考えられる施設が存在しております。

こうした貧困ビジネス対策のため、厚生労働省では、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）第5条による改正後の社会福祉法（3項において同じ。）において、第二種社会福祉事業のうち、住居の用に供するための施設を設置するものについて、新たに「社会福祉住居施設」として位置付け、その設備及び運営に関する基準については厚生労働省令で定める基準を踏まえ、条例で基準を定めることになりました。

社会福祉住居施設に該当する無料低額宿泊所について、令和元年（2019年）8月19日に「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。）」が公布されたことから、本市における条例素案を取りまとめましたので、皆様からの御意見を募集します。

3 基本的な考え方

今回の条例制定に当たって、社会福祉法第68条の5第2項では、職員及びその員数、居室の床面積、利用者の適切な処遇及び安全確保並びに秘密の保持並びに利用定員に係る規定については省令で定める基準を「標準」とし、その他の事項については省令で定める基準を「参酌」することとしております。

標準とする基準と参酌すべき基準の考え方は以下のとおりです。

標準とする基準	法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許されるもの。
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

本市の条例素案では、省令で定める基準を基本的に取り入れることとした上で、一部の内容については、本市の地域事情を踏まえるとともに、適正な施設運営の確保のため、本市としての方針を定め、条例に規定することとします。

4 今後のスケジュール（予定）

- 令和元年（2019年）11月1日 パブリックコメント実施（同年12月2日まで）
- 令和2年（2020年）2月 令和2年第1回定例市議会へ条例案を提出
- 令和2年（2020年）3月 公布
- 令和2年（2020年）4月1日 施行（サテライト型住居に係る規定は令和4年（2022年）4月1日施行）

5 条例素案の概要

以下の「基準の概要」欄（事業範囲の項目を除く。）において、省令で「標準」とする基準を取り入れるものを●、「参酌」とする基準を取り入れるものを○とし、さらに、本市の方針を独自に規定する基準を◎としております。

項目	基準の概要	
事業範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次のいずれかの事項に該当していること（他の法令により必要な規制が行われているなど主たる事業目的が無料低額宿泊所の運営ではないことが明らかな場合を除く。） <ol style="list-style-type: none"> 1 入居の対象を生計困難者に限定している場合（生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合も含む。） 2 主な入居者が生活保護受給者（概ね5割以上）であり、次の(1)・(2)のどちらかを満たす場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 入居に係る契約が賃貸借契約以外の契約である場合 (2) 居室使用料・共益費以外の料金を受領してサービスを提供している場合 ・ 居室使用料が生活保護の住宅扶助基準額以下であること。 	
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行うものでなければならないこと。 ○入居者の意思及び人格を尊重して、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならないこと。 ○無料低額宿泊所が基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入居者が独立して日常生活を営むことができるかどうかについて常に把握しなければならないこと。 ○独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、入居者の希望や退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な援助に努めなければならないこと。 ○地域との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならないこと。 ○◎運営に当たっては、暴力団員の支配を受けてはならず、また、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除を行わなければならないこと。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【本市の方針】 本市における他の社会福祉施設の基準条例と同様に、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）の趣旨を踏まえ、暴力団の排除に関する規定を追加する。</p> </div>	
設備	一般原則	○配置、構造及び設備は、日照、採光、換気など入居者の保健衛生及び防災について十分考慮されたものでなければならないこと。
	専用	○設備は、原則として専ら当該施設の用に供するものでなければならないこと。
	規模	●5人以上の人員を入居させることができる規模を有しなければならないこと。
	法令の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ○建物は建築基準法及び消防法の規定を遵守しなければならないこと。 ●◎1室の床面積（収納設備を除く）は7.43㎡以上とすること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【本市の方針】 省令では「一の居室の床面積（収納設備を除く。）は7.43㎡以上とすること。ただし、地域の事情によりこれにより難しい場合にあっては、4.95㎡以上とすること。」としているが、本市の地域事情を踏まえ、ただし書に相当する規定は設けない。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○原則として個室とし、地階に設けてはならないこと。 ○扉は堅固なものとし、居室ごとに設けること。 ○出入口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面していること。 ○間仕切壁は、天井まで達している堅固なものであること。

項 目		基準の概要
設 備	居室以外の要件	<p>○原則として炊事設備を設け、火気使用部分是不燃材料を用いること。</p> <p>○原則として入居定員に適した洗面所、便所、浴槽のある浴室及び洗濯室又は洗濯場を設けなければならないこと。必要に応じて共用室、相談室、食堂その他の施設の円滑な運営に資する設備を設けなければならないこと。</p>
	経過措置	<p>●○○（削除）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【本市の方針】 省令では、平成27年6月末において利用に供されていた施設のうち、床面積の基準を満たさない居室について、当分の間は、条件付きで利用に供することができる旨を規定しているが、本市の地域事情を踏まえ、この経過措置は設けない。</p> </div>
	多人数居室 簡易居室	<p>○省令の施行日以前から存在する多人数居室（定員が2人以上）、簡易居室（扉、出入口、間仕切壁が基準を満たしていない居室）については、施行後3年の間に解消を図ること。</p>
職 員	職 員 配 置	<p>●職員は入居者数及び提供するサービス内容に応じた数を配置し、そのうち1人を施設長としなければならないこと。</p> <p>●日常生活支援住居施設（生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律第4条による改正後の生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項の日常生活支援住居施設をいう。以下同じ。）は、当該施設に必要な要件を満たさなければならないこと。</p>
	資 格 要 件	<p>●施設長は社会福祉士等の資格を有する者、社会福祉事業等に2年以上従事した者等でなければならないこと。</p> <p>●職員について、できる限り施設長と同等の資格を有する者とするよう努めること。</p> <p>●職員その他の運営に携わる者は、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であってはならないこと。</p>
	施設長の責務	<p>○職員の管理、入退居に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならないこと。</p> <p>○職員に条例の規定遵守のための必要な指揮命令を行わなければならないこと。</p>
	職 員 の 責 務	<p>○入居者の相談に応じ、適切な助言及び必要な支援を行わなければならないこと。</p>
	勤 務 体 制	<p>○入居者への適切なサービス提供のため、職員の勤務体制を整備しなければならないこと。</p>
	研 修 機 会	<p>○職員の資質向上のための研修機会を確保しなければならないこと。</p>
	処 遇 改 善	<p>○職員の処遇について、労働関係法令を遵守し、待遇の向上に努めなければならないこと。</p>
運 営	入居申込者に対する説明等	<p>●居室の利用その他のサービスの提供開始に際して、重要事項を記した文書を交付し説明を行わなければならないこと。</p> <p>●居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならないこと。</p> <p>●契約又は契約更新時に、契約期間及び解約に関する事項を定めなければならないこと。</p> <p>●契約期間満了前には入居者の意向を確認するとともに、福祉事務所等の関係機関と入居継続の必要性について協議しなければならないこと。</p> <p>●解約に関する事項において、入居者の権利を不当に狭めるような条件を定めてはならず、また、入居者の解約申入れ時には、速やかに当該契約を終了する旨を定めなければならないこと。</p> <p>●契約又は契約更新時において保証人を立てさせてはならないこと。</p> <p>○入居申込者からの申出があった場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって一定の要件を満たすもの（以下「電磁的方法」という。）により重要事項、契約期間及び解約に関する事項を提供することができること。</p> <p>○電磁的方法により重要事項等を提供しようとするときは、あらかじめ、電磁的方法の種類及び内容を示し、入居申込者から承諾を得なければならないこと。</p>

項 目	基準の概要
入 退 居	<p>○入居予定者の入居に際しては、その者の心身や生活の状況等の把握に努めなければならないこと。</p> <p>○心身の状況等から無料低額宿泊所において日常生活を営むことが困難となったと認められる入居者に対しては、その者の状態に適合するサービスに関する情報提供や、適切な他のサービスを受けることができるよう、必要な援助に努めなければならないこと。</p> <p>○居宅や他の施設等への移行のための援助を行う場合は、福祉事務所等の関係機関との密接な連携に努めなければならないこと。</p>
利用料の受領	<p>○入居者から利用料として、食事の提供に要する費用、居室使用料、共益費、光熱水費、日用品費及び基本サービス費（状況把握業務に係る人件費等）の受領ができ、このうち日常生活支援住居施設として認定を受けた施設については、基本サービス費を除く人件費、事務費等を受領できること。</p> <p>○敷金、権利金、謝金等の金品を受領しないこと。</p>
サービス提供の方 針	<p>○入居者の健康保持に努め、その心身の状況や希望に応じたサービス、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならないこと。</p> <p>○共有部分の円滑な使用やプライバシーの確保に配慮しなければならないこと。</p> <p>○サービスの提供を丁寧に行い、サービスの提供を行う上で必要な事項について理解しやすいように説明を行わなければならないこと。</p>
運 営 規 程	<p>○事業目的、運営方針、職種、職員数、職務内容、入居定員、サービス内容及び利用料、非常災害対策、留意事項等を盛り込んだ運営規程を定めておかななければならないこと。</p> <p>○運営規程の作成・変更時は市長に届け出なければならないこと。</p>
運 営 非常災害対策	<p>○◎火災、震災、水害その他の非常災害に際して必要な避難設備、消火設備、警報設備その他の非常災害に対応する設備を設けること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【本市の方針】 省令では「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設ける」としているが、本市としては、適正な施設運営の確保のため、非常災害として「火災、震災、水害」を、非常災害に対応する設備として「避難設備、消火設備、警報設備」をそれぞれ明文化する。</p> </div> <p>○非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の通報連絡体制を整備し、定期的に職員に周知しなければならないこと。</p> <p>○年1回以上、定期的に避難、救出等の必要な訓練を実施しなければならないこと。</p>
記 録 の 整 備	<p>○設備、職員及び会計に関する記録を整備しなければならないこと。</p> <p>○入居者に提供するサービスの内容、苦情の内容、事故の状況及び講じた措置について記録を整備し、完結日から5年間保存しなければならないこと。</p>
食 事	<p>○量、栄養、心身の状況及び嗜好に考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならないこと。</p>
入 浴	<p>○原則として1日に1回の頻度で入浴の機会を提供しなければならないこと。</p>
状 況 把 握	<p>○原則として1日に1回以上、訪問等による状況把握を行わなければならないこと。</p>
日 常 生 活 金 銭 管 理	<p>○入居者の金銭管理は原則として入居者本人が行うこと。</p> <p>○金銭の適正な管理に支障がある入居者が、施設による金銭管理を希望する場合は、条件付きで施設が金銭管理することを妨げないこと。</p>
定 員 の 遵 守	<p>○原則として定員を超えて入居させてはならないこと。</p>
衛 生 管 理	<p>○使用する設備、食器、飲用水等は衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならないこと。</p> <p>○感染症、食中毒又は害虫が発生し、まん延しないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。</p>
掲 示 及 び 公 表	<p>○入居者の見やすい場所に、運営規程の概要、職員勤務体制その他サービスの選択に資する事項を掲示しなければならないこと。</p> <p>○運営規程及び収支の状況に係る書類を公表しなければならないこと。</p>

項 目		基準の概要
運 営	秘 密 の 保 持	●職員は正当な理由がなく、業務上知り得た入居者の秘密を漏らしてはならず、また、職員であった者が正当な理由がなく、業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならないこと。
	広 告	○内容について虚偽又は誇大なものとしてならないこと。
	苦 情 へ の 対 応	○苦情受付窓口の設置、苦情内容等の記録、本市の指導助言に応じた改善及びその報告並びに運営適正化委員会が行う調査への協力を、それぞれ行わなければならないこと。
	事 故 発 生 時 の 対 応	●本市及び家族等に連絡を行い、必要な措置を講じなければならないこと。 ●事故の状況及び講じた措置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合の損害を速やかに賠償しなければならないこと。
サ テ ラ イ ト 型 住 居	設 置	●（利用期間に係る部分は○）本体施設（入居定員が5人以上10人以下の施設に限る。）と一体的に運営される附属施設として、利用期間が原則として1年以下、入居定員が4人以下のサテライト型住居を設置できること。
	移 動 距 離	○本体施設から概ね20分程度で移動できる範囲に所在し、入居者のサービス提供に支障がないものとする。
	住 居 の 数	○施設長の資格要件を満たす者が施設長の場合 4か所以下 ○施設長の資格要件を満たす者が施設長の他1人以上配置されている場合 8か所以下
	入 居 定 員	●施設長の資格要件を満たす者が施設長の場合 20人以下 ●施設長の資格要件を満たす者が施設長の他1人以上配置されている場合 40人以下
	記 録 の 整 備	○本体施設で整備が必要な記録及び状況把握の実施に係る記録を整備すること。
	設 備	○本体施設に設置が必要な設備は、サテライト型住居にも設置すること。

6 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（省令）

別添のとおり

(仮称) 札幌市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例 (素案)

御意見記入シート

札幌市保健福祉局総務部保護自立支援課 ファクス 011-218-5180

(お名前)

(御住所)

(御意見) ※どの項目に対する御意見か分かるように記載してください。

- ※ 用紙が足りない場合は、別の用紙に御記入の上御提出ください。
- ※ お名前、御住所は必ず記載してください。
- ※ お名前、御住所は集計以外の目的に用いることはありません。札幌市個人情報保護条例の規定に従って、適正に取り扱います。

○厚生労働省令第三十四号

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十八条の五第一項の規定に基づき、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を次のように定める。

令和元年八月十九日

厚生労働大臣 根本 匠

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 基本方針（第三条）

第三章 設備及び運営に関する基準（第四条―第三十二条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第二条第三項第八号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設（以下「無料低額宿泊所」という。）に係る法第六十八条の五第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に依り、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第六十八条の五第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第六条及び第十三条の規定による基準

二 法第六十八条の五第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第十二条第四項第一号及び第六項第一号八並びに附則第三条第一項第一号の規定による基準

三 法第六十八条の五第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第十四条第一項から第六項まで、第二十八条及び第三十一条の規定による基準

四 法第六十八条の五第一項の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第十条並びに第十一条第一項（利用期間に係る部分を除く。）及び第四項の規定による基準

五 法第六十八条の五第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令で定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

（無料低額宿泊所の範囲）

第二条 無料低額宿泊所は、次の各号に掲げる事項を満たすものとする。ただし、他の法令により必要な規制が行われている等事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

一 次に掲げるいずれかの事項を満たすものであること。

イ 入居の対象者を生計困難者に限定していること（明示的に限定していない場合であっても、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む。）。

口 入居者の総数に占める生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）の数の割合が、おおむね五十パーセント以上であり、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。

ハ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね五十パーセント以上であり、利用料（居室使用料及び共益費を除く。）を受領してサービスを提供していること（サービスを提供する事業者が人的関係、資本関係等において当該施設と密接な関係を有する場合を含む。）。

二 居室使用料が無料又は生活保護法第八条に規定する厚生労働大臣の定める基準（同法第十二条第三号に規定する住宅扶助に係るものに限る。）に基づく額以下であること。

第二章 基本方針
（基本方針）

第三条 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の意思及び人格を尊重して、常に当該入居者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居者の心身の状況、その置かれていた環境等に照らし、当該入居者が自立して日常生活を営むことができるか常に把握しなければならぬ。

4 無料低額宿泊所は、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、当該入居者の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退居のための必要な援助に努めなければならない。

5 無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ）、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第三章 設備及び運営に関する基準
（構造設備等の一般原則）

第四条 無料低額宿泊所の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

第五条 無料低額宿泊所の設備は、専ら当該無料低額宿泊所の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない。

第六条 無料低額宿泊所の長（以下「施設長」という。）は、法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員（施設長を除く。）が、できる限り法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者とするよう努めるものとする。

3 無料低額宿泊所の職員（施設長を含む。第二十一条を除き、以下同じ。）その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者であってはならない。

（運営規程）

第七条 無料低額宿泊所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- 一 施設の利用及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員

四 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

五 施設の利用に当たつての留意事項

六 非常災害対策

七 その他施設の運営に関する重要事項

2 無料低額宿泊所は、前項に規定する運営規程を定め、又は変更したときは、都道府県（指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市。）に届け出なければならない。

（非常災害対策）

第八条 無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、非常災害に備えるため、少なくとも一年に一回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（記録の整備）

第九条 無料低額宿泊所は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。その完結の日から五年間保存しなければならない。

2 第三十条第二項に規定する苦情の内容等の記録

一 提供した具体的なサービスの内容等の記録

二 第三十条第二項に規定する苦情の内容等の記録

三 第三十一条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録（規模）

第十条 無料低額宿泊所は、五人以上の人員を入居させることができる規模を有するものでなければならない。

（サテライト型住居の設置）

第十一条 無料低額宿泊所は、本体となる施設（入居定員が五人以上十人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。）と一体的に運営される附属施設であつて、利用期間が原則として一年以下のもの（入居定員が四人以下のものに限る。以下「サテライト型住居」という。）を設置することができる。

2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね二十分移動できる範囲に設置する等、入居者へのサービス提供に支障がないものとする。

3 一の本体施設に附属することができるサテライト型住居の数は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

一 第六条第一項及び第三項の要件を満たす者が施設長のほか一人以上 四以下

二 第六条第一項及び第三項の要件を満たす者が施設長のほか一人以上 八以下

4 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。）の入居定員の合計は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。

一 第六条第一項及び第三項の要件を満たす者が施設長のほか一人以上 二十人以下

二 第六条第一項及び第三項の要件を満たす者が施設長のほか一人以上 四十人以下

5 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。）は、サテライト型住居について、第九条各項に規定する記録のほか、第二十条の規定による状況把握の実施に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

（設備の基準）

第十二条 無料低額宿泊所の建物は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の規定を遵守するものでなければならない。

2 無料低額宿泊所の建物は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の規定を遵守するものでなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、無料低額宿泊所は、消火器の設置、自動火災報知設備等の防火に係る設備の整備に努めなければならない。

4 無料低額宿泊所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、法第六十二条第一項に規定する社会福祉施設その他の施設の設備を利用することにより、当該無料低額宿泊所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入居者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 炊事設備
- 三 洗面所
- 四 便所
- 五 浴室
- 六 洗濯室又は洗濯場

5 無料低額宿泊所には、必要に応じ、次に掲げる設備その他の施設の円滑な運営に資する設備を設けなければならない。

- 一 共用室
- 二 相談室
- 三 食堂

6 第四項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族と同居する等、二人以上で入居させることがサービスの提供に必要と認められる場合は、この限りでない。

ロ 階に設けてはならないこと。

ハ 一の居室の床面積（収納設備を除く。）は、七・四三平方メートル以上とすること。ただし、地域の事情によりこれにより難しい場合にあつては、四・九五平方メートル以上とすること。

ニ 居室の扉は、堅固なものとし、居室ごとに設けること。

ホ 出入口は、屋外、廊下又は広間のいすれかに直接面して設けること。

ヘ 各居室の間仕切壁は、堅固なものとし、天井まで達していること。

- 二 炊事設備 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- 三 洗面所 入居定員に適したものを設けること。
- 四 便所 入居定員に適したものを設けること。
- 五 浴室

- イ 入居定員に適したものを設けること。
- ロ 浴槽を設けること。

六 洗濯室又は洗濯場 入居定員に適したものを設けること。

第十三条 無料低額宿泊所に置くべき職員の数及び提供するサービスの内容に於ては、当該施設とし、そのうち一人は施設長としなければならない。

第十四条 無料低額宿泊所は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービスの内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行うとともに、居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の契約又は当該契約の更新において、契約期間（二年以内のものに限る。ただし、居室の利用に係る契約については、建物の賃貸借契約（借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十八条の規定による定期建物賃貸借を除く。）の場合は、一年とする。）及び解約に関する事項を定めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、前項の契約期間の満了前に、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、法第十四条の規定に基づき都道府県又は市町村が設置する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）等都道府県又は市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、第二項の解約に関する事項において、入居者の権利を不当に狭めるような条件を定めてはならない。

5 無料低額宿泊所は、第二項の解約に関する事項において、入居者が解約を申し入れたときは、速やかに当該契約を終了する旨を定めなければならない。

6 無料低額宿泊所は、第一項の契約又は当該契約の更新において、入居申込者に対し、保証人を立てさせてはならない。

7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があつた場合には、第一項の規定による文書の交付に代えて、第十項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第二項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第一項の重要事項及び第二項の事項を電気通信回線を通じて入居申込者の閲覧に供し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項等を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けられない旨の申出をする場合にあつては、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第一項の重要事項及び第二項の事項を記録したものを交付する方法

8 前項に掲げる方法は、入居申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

9 第七項第一号の電子情報処理組織とは、無料低額宿泊所に係る電子計算機と、入居申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

10 無料低額宿泊所は、第七項の規定により第一項の重要事項及び第二項の事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入居申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 一 第七項各号に規定する方法のうち無料低額宿泊所が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方法

11 前項の規定による承諾を得た無料低額宿泊所は、当該入居申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該入居申込者に対し、第一項の重要事項及び第二項の事項の提供を電磁的方法によつてはならない。ただし、当該入居申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(入退居)
第十五条 無料低額宿泊所は、入居予定者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活の状況等の把握に努めなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、無料低額宿泊所において日常生活を営むことが困難となったと認められる入居者に対し、その者の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者の退居に係る援助に際しては、福祉事務所等道府県又は市町村の関係機関、相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用料の受領)

第十六条 無料低額宿泊所は、入居者から利用料として、次に掲げる費用(第七号については、当該無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設である場合に限る。)を受領することができる。

一 食事の提供に要する費用

二 居室使用料

三 共益費

四 光熱水費

五 日用品費

六 基本サービス費

七 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

2 前項各号に掲げる利用料の基準は、次のとおりとする。

一 食事の提供に要する費用 食材費及び調理等に関する費用に相当する金額とすること。

二 居室使用料

イ 当該無料低額宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額とすること。

ロ イに規定する金額以外に、敷金、権利金、謝金等の金品を受領しないこと。

三 共益費 共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額とすること。

四 光熱水費 居室及び共用部分に係る光熱水費に相当する金額とすること。

五 日用品費 入居者本人が使用する日用品の購入費に相当する金額とすること。

六 基本サービス費 入居者の状況把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金額とすること。

七 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

イ 人件費、事務費等(前号の基本サービス費に係るものを除く。)に相当する金額とすること。

ロ 日常生活支援住居施設として受領する委託費を除くこと。

(サービス提供の方針)

第十七条 無料低額宿泊所は、入居者の健康保持に努めるほか、当該入居者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもつて生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者にとって当該無料低額宿泊所全体が一つの住居であることに鑑み、入居者が共用部分を円滑に使用できるよう配慮した運営を行わなければならない。

3 無料低額宿泊所は、プライバシーの確保に配慮した運営を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、当該入居者に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(食事)
第十八条 無料低額宿泊所は、入居者に食事を提供する場合、量及び栄養並びに当該入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

(入浴)

第十九条 無料低額宿泊所は、入居者に対し一日に一回の頻度で入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ、当該入居者に対し当該事情の説明を行うことにより、一週間に三回以上の頻度とすることができる。

(状況把握)

第二十条 無料低額宿泊所は、原則として一日に一回以上、入居者に対し居室への訪問等の方法による状況把握を行わなければならない。

(施設長の責務)

第二十一条 施設長は、無料低額宿泊所の職員の管理、入退居に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(職員の責務)

第二十二条 無料低額宿泊所の職員は、入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第二十三条 無料低額宿泊所は、入居者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備しておかなければならない。

2 無料低額宿泊所は、職員に対しその資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、職員の処遇について、労働に関する法令の規定を遵守するとともに、職員の待遇の向上に努めなければならない。

(定員の遵守)

第二十四条 無料低額宿泊所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第二十五条 無料低額宿泊所は、入居者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所において感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(日常生活に係る金銭管理)

第二十六条 入居者の金銭の管理は当該入居者本人が行うことを原則とする。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であつて、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものに對し、次に掲げるところにより無料低額宿泊所が、日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。

一 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用すること。

二 無料低額宿泊所が管理する金銭は、当該入居者に係る金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「金銭等」という。)であつて、日常生活を営むために必要な金額に限ること。

三 金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分すること。

四 金銭等は当該入居者の意思を尊重して管理すること。

五 第十四条第一項に規定する契約とは別に、当該入居者の日常生活に係る金銭等の管理に係る事項のみを内容とする契約を締結すること。

六 金銭等の収納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が二人以上で確認を行う等の適切な体制を整備すること。

